



## 8月1日より 子ども医療費助成制度の 所得制限撤廃 & 受給券が 更新されます

市では、0歳から中学3年生までのお子さんを対象に「子ども医療費助成受給券」を発行しています。  
8月から使用できる受給券は、受給資格等を決定した後、7月末に発送しますが、住民税が未申告である場合は受給資格等を確認できないため、

受給券を送付することができません。収入がない場合も必ず住民税の申告をしてください。

なお、8月1日診療分から所得制限が撤廃され、これまで所得超過により助成を受けていなかった方も助成が受けられるようになります。助成を受けるためには、申請が必要となりますので左記の書類をそろえて7月31日(月)までにお手続きください。(期限後も申請は可能ですが、助成資格は申請日からとなります)

### 申請に必要な書類

①子ども医療費助成申請書  
(子育て支援課窓口で入手  
または子育て支援課ウェブ  
ページからダウンロードで  
きます)

②お子さんの健康保険証の写し

③印鑑(朱肉を使うもの)

④父母のマイナンバーの分かるもの(『マイナンバーカード』または『マイナンバー通知書+公的機関の発行した顔写真入り身分証明書1点または顔写真なし身分証明書2点])

提出・お問い合わせは、  
子育て支援課(2階)  
☎(20)1573、FAX(20)1610へ。

⑤平成29年1月2日以降本市に転入された方は、父母の平成29年度(平成28年分)所得課税証明書(記載に省略がなく所得額と課税額が確認できるもの)  
※控除対象配偶者は不要。源泉徴収票では不可。

子ども医療費助成受給券									
公費負担番号	8	3	1	2	4	5	2	9	
受給者番号	1	5	4	8	2	3	6		
〒	297-8511								
住	茂原市道表1番地								
氏名	茂原太郎			見本		男			
生年月日	平成25年 1月 1日								
有効期間	29年 8月 1日		30年 7月 31日		まで				
自己負担	通院1回につき300円								
自己負担	入院1日につき300円(1日の入院から有効)								
自己負担	保険料 無料								
千葉県 茂原市									

対象者	0歳～中学3年生
助成の対象	通院・入院・調剤
受給券の色	白